

市原市住宅用設備等脱炭素化促進補助金に関するQ & A

【共通のQ & A】

Q：令和7年度の手続きの変更点について教えてください。

A：令和7年度の主な変更点は次のとおりです。

- ① 家庭用燃料電池システム（エネファーム）又は定置用リチウムイオン蓄電システムにおいては、過去に補助を受けた補助対象設備を交換又は増設する場合、取得した日から6年を経過していれば、補助金の申請が可能です。
- ② 様式を変更しましたので、最新のものをご用意いただき、必要事項を記入の上、提出してください。

例年、提出書類の不備などにより受理できなかったケースが生じていますので、「チェックシート」及び「Q & A」等を活用し、申請いただきますようお願いいたします。

Q：新築に併せて導入する設備で、補助金の申請ができない設備を教えてください。

A：住宅用太陽光発電システム、窓の断熱改修、集合住宅用充電設備が補助対象外となります。

Q：住居の所有者が事業者の場合、署名欄はどのように記入したらよいですか？

A：住居の所有者が事業者の場合は、代表取締役社長等、その事業者の代表者の署名をお願いします。もしくは、記名＋代表者印の押印で署名に代えることができます。

Q：千葉県の「太陽光発電設備等共同購入支援事業（みんなのおうちに太陽光）」を利用し、太陽光発電システムまたは定置用リチウムイオン蓄電システムを購入した場合、市の補助金はもらえますか？

A：住宅用太陽光発電システム及び定置用リチウムイオン蓄電システムどちらも、県の購入支援事業と市の補助との併用が可能です。

Q：申請書の様式はこちらで作成してもよいですか？

A：指定の様式をご利用ください。市役所第2庁舎5階の環境管理課、または市ウェブサイトより入手できます。

Q：交付申請書の提出時期や提出方法を教えてください。また、申請者ではなく代行者が提出してもよいですか？

A：補助対象設備の設置工事が完了し、必要書類が整った時点で提出してください。書類が全て揃っていない、記載事項に不備がある等の場合、受理することができませんのでご

ご注意ください。書類が全て揃った時点で受理となります。

提出については、持参でも郵送でも構いません。代行の方からの提出でも申請書（添付書類を含む。）に不備がなければ受理いたしますが、このことに伴う事故・トラブル等については、市では一切の責任を負いかねます。申請者ご自身でも内容をよくご確認の上、提出を行ってください。

なお、郵送で環境管理課に到達する前に補助可能額が無くなった場合には、受付が出来ません。補助可能額が無くなる日の申請分については、抽選により受付順を決定します。

Q：書類に不備や不足等があった場合は？

A：その場で修正箇所等を確認した上で、申請書類一式を返却します。修正等を行い、再度ご提出ください。

鉛筆、消えるボールペン等での記入、修正液や修正テープの使用は不可です。また、下書き等は消してからご提出ください。

Q：複数の設備を一枚の申請書で申請することはできますか？

A：できます。申請書の「補助対象設備の種類」から申請する設備全ての□に☑（チェック）を入れて、「補助金交付申請額」に補助金の総金額を記入してください。

Q：会社の事務所に補助対象設備を導入しようと考えていますが、補助対象になりますか？

A：対象になりません。ただし、店舗兼用住宅のような併用住宅で、住宅の所在地に住民登録がある方は対象となります。

Q：設置する設備は新品でなければいけませんか。中古品は対象になりませんか？

A：設置する設備は新品でなければいけません。中古品は補助の対象外です。

Q：所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）での契約した場合、支払を証する書類はどのようなものになりますか？

A：所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）の場合は、「全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類」を提出してください。

Q：「補助対象設備の設置図面」は手書きでもよいですか？

A：図面は手書きのものでも構いません。家屋の外枠と補助対象設備の設置位置がわかるものを提出してください。（窓の断熱改修の場合は、平面図及び立面図が併せて必要です。）

Q：「住民票の写し」と「市に納付すべき税の納税証明書」はコピーでもよいですか？

A：証明書の原本が必要となります。

住民票については、提出の日より前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

市に納付すべき税の納税証明書については、提出日より前1ヶ月以内に発行された「完納証明書」を提出してください。

ただし、申請書の住民登録および市税の納付状況について市長が確認することに同意いただいた場合は、提出不要になります。

Q：「補助金交付請求書」はいつ提出すればよいですか？また、書き方を教えてください。

A：申請時に一緒に提出することが可能です。補助金交付処理に遅延が生じてしまう場合がありますので、銀行名や支店名等に間違いがないかよくご確認ください。

また、作成時は記入例を参考に、氏名などの必要事項を記入し作成してください。

なお、次のいずれにも該当する場合は、署名または押印は不要です。

①債権者名義の預金口座への振替の方法により支払をする場合

②債権者の連絡先(法人の場合、責任者及び担当者の氏名及び連絡先)の記載がある場合

Q：リース契約において、キャッシュバックのような形で還元してもよいですか？

A：リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元する契約となっていることが必要です。なお、リース期間は、補助対象設備ごとに定める財産処分制限期間より長い契約になっているか、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約になっていることが必要です。

Q：二世帯住宅、夫婦共有等で、設置費用を一人で負担していません。この場合、費用を負担している人がそれぞれ個別に申請できますか？

A：できません。一つの補助対象設備に対して一回の補助になりますので、同一の設備に対して複数人が個別に申請することはできません。

複数人で設置費用を負担している場合は、代表の方お一人で申請してください。また、契約書に契約者として名前があり、市原市に住民登録があり、金融機関に口座を持っている方を申請者としてください。

Q：申請をしてから補助金が交付されるまで、どのくらいかかりますか？

A：補助金の交付（お支払い）は、申請書を受理してから約2か月後です。

審査後、交付が決定されましたら申請者の住所へ「交付決定通知書」をお送りします。
交付（お支払い）の処理は、交付決定を受けた方からの「市原市住宅用設備等脱炭素化促進補助金交付請求書（第5号様式）」の提出をもって行いますので、決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までにご提出ください。

なお、請求書は申請書類と併せて提出することも可能です。

Q：設備の工事の着工（工事着工日）とはどの時点をいうのですか？

A：補助対象設備の設置工事を開始する時点になります。

Q：設備の設置完了（工事完了日）とは、どの時点をいうのですか？

A：工事が完了し、設備の引き渡し完了した時点（保証書の保証開始日）となります。

Q：設備の交換（又は増設）を検討しています。過去に設備を設置した際に、市の補助金を受け取っています。再度、補助金を申請することはできますか？

A：同一の補助対象メニューについては、1つの住宅に対し1回（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車は申請者1人に対し1回、集合住宅用充電設備及び住民の合意形成のための資料は1つの工事に対し1回）限りの交付です。

ただし、家庭用燃料電池システム（エネファーム）と定置用リチウムイオン蓄電システムについては、過去に補助を受けた設備を取得した日から6年を経過している場合、補助金の申請ができます。

Q：補助金の交付を受けた後に、設置の効果に関する調査があるとのことですが、どのような調査ですか？

A：システムの設置後に、各月の発電量やアンケート形式の意識調査をお願いする場合があります。

Q：補助金の交付を受けたが、確定申告をする必要はありますか。

A：市原市役所市民税課、又は管轄の税務署までお問い合わせください。

→ 市民税課(電話 0436-23-9811)・千葉南税務署(電話 043-261-5571)

Q：領収書の記載の仕方を教えてください。

A：以下に良い例及び悪い例の双方を示しますので、良い例を参考に領収書の作成を行ってください。

パターン1

領収書
〇〇 〇〇様
<u>1,800,000 円</u>
蓄電池システム代として
〇〇市△△町×××
株式会社〇〇

領収書として ☒

→ システム代の領収であることが明確

パターン2

領収書
〇〇 〇〇様
<u>5,000,000 円</u>
リフォーム代として
〇〇市△△町×××
株式会社〇〇

領収書として ☐

→ システム代が含まれた領収かどうかを確認できない

パターン3

領収書
〇〇 〇〇様
<u>5,000,000 円</u>
〇〇邸改修工事代として (蓄電池システム代〇〇円含む)
〇〇市△△町×××
株式会社〇〇

領収書として ☒

→ 改修工事代の領収だが、
システムの名称と金額が明確

【太陽光発電システムの Q & A】

Q：住宅の新築と同時に太陽光発電システムを設置します。補助の対象になりますか？

A：対象になりません。ただし、住宅の工事が完了し引渡しを受けたあとに、別途太陽光発電システムの設置工事を行う場合は補助の対象となります。

Q：自宅のカーポートの屋根に太陽光発電システムを設置した場合、補助の対象になりますか？

A：自宅（申請者の住所地）の敷地内にカーポートがあり、設置する場合は対象となります。

【窓の断熱改修の Q & A】

Q：トイレ・浴室・階段・踊り場等の窓は対象になりますか？

A：対象になります。室とは、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間のことです。

なお、リビングとキッチン・階段・踊り場・廊下が壁、ドア、障子、襖等で仕切られておらず一体である等の場合は、キッチン・階段・踊り場・廊下の窓も含め、1室と判断しますので、リビングの窓だけではなく、それらも含め断熱改修が必要となります。

Q：外気に接している窓とは、小窓や勝手口ドアに附属する窓及びガラス等も含みますか？

A：換気小窓（障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓）、300×200mm 以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓、テラスドア・勝手口ドアに附属する窓及びガラス等は、改修を要件としません。

ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象とします。

Q：廊下の窓を断熱改修した場合、廊下と繋がる玄関ドアに窓があるときは、玄関ドアも改修しなければいけませんか。

A：玄関ドアを改修する必要はありません。なお、窓のある玄関ドアを改修した場合であっても、玄関ドアの購入費及び工事費は補助の対象外です。

Q：リフォームで部屋を増築した場合、その居室は補助対象になりますか？また、リフォームで窓を新しく設置した場合は？

A：改修とは、建物自体は壊さずに行う修理のことであるため、改築・新築は対象外となります。

Q：窓を断熱化するにあたり、窓の大きさが変わっても良いですか？

A：原則、窓の大きさが変わることは認められません。しかし、既存の窓に当てはまる大き

さの窓がない等の理由の場合は認められます。

Q：最低1室の外気に接するすべての窓を断熱化すれば、他は1室すべての窓でなくてもよいですか？

A：補助対象は、1室単位の窓となりますので、1室ごとにすべての断熱化が必要となります。

Q：マンション管理組合が補助対象事業を実施し、補助金を申請することはできますか？

A：申請することができます。

ただし、予算に限りがあるため、マンション管理組合において一括で申請を行う場合は、事前に環境管理課（0436-23-9867）まで御相談ください。

【電気自動車・プラグインハイブリッド自動車のQ & A】

Q：電気自動車やプラグインハイブリッド自動車だけの購入でも補助の対象になりますか？

A：補助を受けるには、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の購入に合わせ、住宅に太陽光発電システムを導入するか、すでに設置し、太陽光発電システムで発電した電気を電気自動車やプラグインハイブリッド自動車に給電できることが必要です。

Q：直近の太陽光の売電明細の写しとはどのようなものですか？

A：発電者情報（名前・住所）・購入年月・発電設備の種類・購入電力量の明記された明細が必要です。東京電力パワーグリッド(株)の場合、くらしTEPCOのアプリ等で確認できます。

Q：自動車検査証の所有者と使用者の名義が異なる場合は、補助対象になりますか？

A：原則として、自動車検査証の所有者と使用者の名義は、申請者と一致している必要があります。

ローン契約やリース契約で、所有者欄に契約事業者の住所氏名が記載されている場合は、使用者欄の住所氏名が申請者の住所氏名と一致している場合は補助対象となります。

Q：保管場所における写真は、どのように撮影すればいいですか。

A：保管場所（車庫・駐車場等）において、①車の全体、②車のナンバープレートを撮影してください。①と②の要件を満たす写真が1枚で撮影できない場合は、複数枚撮影してください。

Q：「発電した電気を給電する設備」は、どのように撮影すればよいですか。

A：給電する設備とは、自動車の充電ケーブル等です。住宅と自動車を充電ケーブル等で繋いだ状態を撮影してください。また、充電ケーブル等の型式が記載された部分も撮影してください。

【V2H充放電設備のQ & A】

Q：設置状況が確認できる書類として写真を提出する場合、どのように撮影すればいいですか。

A：設置場所において、①設備の全体、②設備の銘版を撮影してください。

①と②の要件を満たす写真が1枚で撮影できない場合は、複数枚撮影してください。

Q：V2H充放電設備の補助要件である電気自動車等が自家用であることはどのように確認すればいいですか。

A：自動車検査証の自家用・事業用の別が「自家用」であることを確認してください。

【集合住宅用充電設備のQ & A】

Q：マンション等の所有者が市外であっても補助を受けることができますか？

A：市内にある既存のマンション等であれば、市外の所有者でも補助を受けることができます。

Q：集合住宅用充電設備の補助対象の詳細を教えてください。

A：下記のとおりです。ただし、国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものになります。

(1)急速充電設備

電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、1基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの

(2)普通充電設備

漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、1基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの

(3)蓄電池付急速充電設備

主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた、1基当たりの定格出力が50kW以上の急速充電設備で充電コネクタ、ケーブルその他装備一式を備えたもの

(4)充電用コンセント

電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口

(5)充電用コンセントスタンド

(4)を装備する盤状又は筒状の筐体

【住民の合意形成のための資料のQ & A】

Q：住民の合意形成のための資料で補助の対象となる資料の内容を教えてください。

A：下記の資料を想定しています。ただし、作成した資料を使用することにより、マンション管理組合の総会で集合住宅用充電設備の導入についての議論が行われる必要があります。

(1)設置場所見取図

- ・設置場所名称、作成者名、縮尺、作成日 ・施設全体の敷地形状
- ・充電スペース場所 ・追加設置、入替設置の場合、既存の充電スペース場所
- ・公道から充電設備設置場所への入口

<以下、住民以外も利用可能な場合の項目>

- ・充電設備設置場所に面する公道名
- ・案内板を設置する位置、向き、設置方法、仕様（大きさ）

(2)平面図

- ・設置場所名称、作成者名、縮尺、作成日 ・充電スペース場所
- ・幅、奥行き寸法 ・追加設置、入替設置の場合、既存の充電スペース場所
- ・充電スペースと充電設備の位置関係の寸法
- ・追加設置、入替設置の場合、既存充電設備の位置
- ・充電設備を設置する基礎の寸法（たて、よこ、高さ）

(3)配線ルート

- ・設置場所名称、作成者名、縮尺、作成日 ・充電スペース場所
- ・充電設備設置場所 ・電源元から充電設備本体までのルート
- ・電源線の種類（例：CV5.5-3c・10m）を区画や各々の直線ごとに長さの記載
- ・配線方法（架空・露出・埋設） ・立上げ、立下げがある場合は、その長さの記載
- ・電源元であるキュービクルや分電盤等の設置位置、位置関係が確認できる寸法

(4)電気系統図

- ・充電設備の種類（急速・普通等）、メーカー名、型式
- ・配電方法の種類（例：1Φ3W100/200V）
- ・受電元のキュービクルや分電盤、手元開閉器を図示

- ・ブレーカーの仕様（例：ELB2P2E）、容量（例：20AF/20AT）
- ・ブレーカーから充電設備までの配線 ・配線の種類（例：CV5.5-3c）
- ・接地配線、接地種別（例：Ec、Ed 等）アース線（例：IV5.5sq）
- ・幹線の種類（例：CV38-3c）、ブレーカーの仕様および容量
- ・課金機など別体装置等がある場合の、通信線
- ・電灯の設置がある場合の、配線の種類（例：CV5.5-3c）
- ・電灯のタイマースイッチ等を設置する場合の、設置箇所

(5)住民の負担シミュレーション

- ・充電設備の導入に係る導入費（設備費・工事費）の内訳
 - ・充電設備の維持管理費の内訳
 - ・充電設備の導入費・維持管理費についての住民の費用負担
- <充電設備を利用する世帯と利用しない世帯の費用負担について>
- ・充電設備を利用する際の料金設定

(6)その他

- ・充電設備の利用方法（利用可能な時間帯、一般への開放の有無等）
- ・充電設備を利用する際の料金設定
- ・マンション管理組合の総会での説明資料・シナリオ

※その他ご不明な点がございましたら、
市原市役所環境管理課（TEL0436-23-9867）までお問い合わせください。